

令和5年度 地域連絡会議

- 日 時 令和5年11月21日（火） 午後4時00分から午後4時30分
- 場 所 国立病院機構やまと精神医療センター 体育館
- 議 題 1. やまと精神医療センターの運営状況
2. 医療観察法病棟（5病棟）の運営状況
3. その他

院長挨拶

本日は、ご多忙のなか、やまと精神医療センター地域連絡会議にお集まりいただき誠にありがとうございます。この一年間、やまと精神医療センターならびに医療観察法病棟は皆様のご協力もありつつがなく運用させていただいております。

後ほど運営状況等についてご説明させていただきますが、皆様には忌憚のないご意見をいただければと思っております。本日はどうぞ宜しくお願い申し上げます。

1. やまと精神医療センターの運営状況

・患者数の状況

当院の病棟について総病床数が283床、うち精神病床が183床、一般病床が100床となっております。精神病床については短期間に集中的な治療を要する対象者の方が入院される1-1病棟（精神科急性期病棟）が44床、比較的症状が落ち着き、地域移行を目指しながら治療を継続される方が入院される1-2病棟（精神療養病棟）が54床、認知症の方や慢性期の方、精神疾患と結核の合併症の方が入院される2病棟が50床で運用しております。2病棟の半分以上の病床を9月末まで新型コロナウイルス感染症専用の病床として運用してはりましたが、10月以降は新型コロナウイルス感染症のエリアを大幅に縮小して運用している状況となっております。5病棟については、医療観察法の下、精神疾患等により刑事責任を問えない方の社会復帰を目指し治療を行う病棟となっております。一般病棟については重症心身障害児（者）の方が入院されており、3病棟4病棟それぞれ50床の運用となっております。

在院患者数の推移について、1-1病棟は1年間を通じておよそ35名前後となっております。44床の総床数に対して8割程度の稼働となっております。1-2病棟はおよそ45名で推移しており、こちらも総床数に対して8割程度の稼働となっております。2病棟は20～25名程度で推移しており、総床数に対して半分程度の稼働となっておりますが、こちらは新型コロナウイルス感染症陽性者の受入れに備え、病床を確保していたことが要因となっております。5病棟は33名前後で、ほぼ満床で推移しております。3病棟4病棟もともに年間を通じてほぼ満床で推移しております。全体の病床数で見ると、およ

そ8割程度の稼働率で推移しております。新型コロナウイルス感染症の流行前と比較すると、およそ1割程度稼働率は減少しております。

外来患者数については、1日あたり90～95名程度で推移しており、前年と比較し増加傾向にあります。また、外来ホールやトイレの改修整備を行っており、患者サービスの向上に努めております。外来では精神科デイケアも実施しており、1日あたり15名前後の利用者がおられます。また、訪問看護も実施しており、1日あたり10名前後の利用状況となっております。

2. 医療観察法病棟（5病棟）の運営状況

令和5年10月末現在の、医療観察法病棟の運営状況について報告いたします。

まず、入退院の実績について、平成22年8月の医療観察法病棟開棟以来、累計で173名が入院され、140名が退院されています。令和5年度は、8名の入院、6名の退院がありました。

10月末時点で33名の方が入院されています。概ね常時30名以上の方が在院されている状況です。

男女別累計では、男性130名、女性43名がこれまでに入院されております。

現在入院中の患者における年代別構成では、20～70代の方が入院されており、中でも50代の方が多く占めております。また、全体の平均年齢は48.6歳となっております。

対象者の地域別人数は、現在入院中の患者33名全ての方が近畿県内の患者となっております。都道府県内訳としては、奈良県が31%と最も多く、次いで大阪、京都、兵庫、和歌山、滋賀の順となっております。

医療観察法の入院期間は、急性期・回復期・社会復帰期と呼ばれる3つのステージで構成されており、入院直後は急性期のステージからスタートします。各ステージにおける治療課題をクリアすることで、次のステージに進むという流れになります。

回復期という中間のステージは比較的治療課題のクリアに時間がかかるため、人数構成としては最も多くなっており、10月末時点では急性期4名、回復期20名、社会復帰期8名となっております。

院内散歩、及び外出・外泊の実績については、新型コロナウイルス感染症の流行やクラスターの発生等の状況によって制限を設けていたため、件数の少ない時期もありました。外出は回復期以降、外泊は社会復帰期以降のみ可能となっております。

隔離・拘束件数について、精神科では、精神症状がよくないときに必要な場合、治療の一環として、隔離・拘束という処置をとることがあります。今年度は6月以降に件数が増加し、10月末時点で隔離が3名4回144日、拘束が2名3回23日の実施となっております。

《質疑応答》

- 自) 隔離拘束が行われる場合どのような状況であるのか。
- セ) 医師が診察の上、必要であると認めた場合に実施しております。隔離は施錠された部屋で過ごしていただき、室内では自由に動いていただけますが部屋の外へは出ていただけない状況となります。拘束はベッド上や車いすに身体を固定して動きを制限する状態になります。いずれも対象者の方の安全を守るために実施されます。
- 自) 外出外泊時に連絡不能、行方不明になる可能性を考慮して連絡手段等で気を付けていることはあるか。
- セ) 外出外泊される対象者の方には必ずGPS付きのPHSを携帯していただいております。またスタッフが2名付添い、専用のスマートフォンを携帯し迅速に通報が行える体制を整えています。
- 自) 警察署に連絡いただく際は、110番で通報をお願いしたい。(位置情報が把握できるため)
- 自) 資料のグラフが見つらい。また、座席表が配られていなかった。
- セ) 来年度以降の開催時に資料をより見やすくなるよう改善いたします。座席表については後日郵送させていただきます。
- 自) 隔離拘束について、老人ホーム等において虐待があるとの報道もみられるが、人権への配慮はなされているか。
- セ) 病院での隔離拘束については精神保健福祉法に基づいて行われております。また、拘束および12時間を超える可能性のある隔離については精神保健指定医という資格を持った医師のみの指示で行っております。実施するにあたっては要件が定められており、要件を満たしかつ通常の開放的な観察下ではご自身や他者に危害を及ぼす可能性のある方のみ行っております。実施後も定期的に観察を行い、徐々に解放観察へと移行していきます。拘束時には血栓防止のためストッキングを使用するなど、対象者の方の安全への配慮を欠かさぬように実施しております。

3. その他

・個人情報保存した記録媒体(SDカード)の紛失に関するお詫びとご報告

令和5年4月7日(金)に当センターが所有する患者様の個人情報を記録した記録媒体(SDカード)が紛失するという事案が発生しました。直ちに当センター内を捜索しましたが、現在のところ、見つかっておりません。なお、現時点で個人情報が外部に流出したとの情報や、不正利用された事実は確認されていません。紛失した記録媒体(SDカード)に保存されていた情報は、当センターがデジタルカメラで撮影した入院患者様15名分の全身像の画像データ(写真)となります。その内1名については、氏名を添えて写した私物の画像が含まれていました。対象となった患者様には、個別に本件紛失のご連絡をいたしております。今回の事案を踏まえ、デジタルカメラ及びSDカードの使用をやめ、新

たにタブレットを用いて画像撮影を行うことで、記録媒体紛失のリスクを解消するよう対策を行っております。

それでは、以上を持ちまして地域連絡会議を終了いたします。

本日の議事録は委員の皆様には追ってお知らせをさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以 上